

平成 27 年 4 月 14 日

指定介護予防支援業務（予防給付ケアマネジメント業務）の一部委託の承認について

地域包括支援センターは、指定介護予防支援業務のうち一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができるかとされています。平成 18 年 10 月 18 日に厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長より通知された「地域包括支援センターの設置運営について」の中で、委託について地域包括支援センター運営協議会（古賀市においては古賀市介護保険運営協議会）の議を経る必要があること、また、委託にあたっては下記の点に留意することが示されています。

そこで、下記の留意点に合致する場合は委託できるよう、平成 26 年 3 月 28 日の古賀市介護保険運営協議会において承認いただいております。また、委託契約を行った場合は、古賀市介護保険運営協議会に報告することとしております。

なお、平成 27 年度介護報酬改定に伴い、委託料については下記のとおりとなりますので報告いたします。

記

1. 指定介護予防支援業務一部委託にあたっての主な留意点について

- (1) 委託先は指定居宅介護支援事業所であること。（指定通知書で確認）
- (2) 委託先の指定居宅介護支援事業所は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修等を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者であること。（介護支援専門員証で確認）
- (3) 委託先の指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、適切に作成されているか等について地域包括支援センターが確認すること。
- (4) 指定介護予防支援を委託するにあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないこと。
- (5) 委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障のない範囲で委託すること。
- (6) 委託料については、介護予防サービス計画費、指定居宅介護支援事業所への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業所との契約において設定すること。

2. 委託料について

- (1) 介護予防支援費は、報酬より請求事務手数料（170円／月）を差引いた金額を委託料として支払う。
- (2) 初回加算は、報酬より初回事務手数料（500円／回）を差引いた金額を委託料として支払う。

区分		介護予防支援費		初回加算		小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	
		報酬	委託料	報酬	委託料	報酬	委託料
単価 (円)	平成 27 年 4 月 1 日～	4,390	4,220	3,063	2,563	3,063	3,063
	現在	4,140	3,970	3,000	2,500	3,000	3,000